

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年5月2日付け29松（秘）第1号及び平成29年6月19日付け29松（秘）第1-2号でした行政情報の一部を公開する決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、平成29年4月18日付けで実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

(2) 部分公開決定処分

ア 実施機関は、平成29年5月2日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（以下「本件処分1」という。）をした。

イ 実施機関は、平成29年6月19日、審査請求人に対し、本件処分1の一部を変更する決定処分（以下「本件処分2」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成29年7月18日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求をした。

(4) 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、本件処分に係る審査請求について、条例第20条第1項の規定に基づき、平成29年10月6日、松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

1 松山市市政記者クラブ規約

(松山市市政記者クラブに加盟している14社の所在地, 連絡先ほか)

2 松山市市政記者クラブとの意見交換会(市長交際費)

(請求日以前に開催された全て。開催日時, 場所, 負担金額, 目的, 効果ほか公開できる関係書類一式)

第4 本件行政情報の特定

1 前記第3の1の行政情報について

実施機関は, 当該行政情報に該当する規約を保有していないことから, 行政情報を不存在とした。

2 前記第3の2の行政情報について

市長交際費の支出に係る松山市市政記者クラブとの意見交換会が開催されていたことから, その会議等開催連絡票, 出席者名簿及び市長交際費の支出関係書類一式を本件公開請求に係る行政情報と特定した。

第5 本件処分の内容

1 前記第4の1の行政情報について

実施機関は, 公開しないことを決定した。

2 前記第4の2の行政情報について

以下の部分を除き公開を決定した。

(1) 松山市市政記者クラブとの意見交換会(市長交際費)に係る平成23年度以前の書類

(2) 松山市市政記者クラブとの意見交換会(市長交際費)に係る平成24年度以降の書類のうち, 個人の氏名及び職員の携帯番号

第6 処分の理由

1 前記第5の1の処分について

保有しておらず不存在のため

2 前記第5の2の処分について

- (1) 平成23年度以前の書類は、保存年限経過により不存在のため
- (2) 平成24年度以降の書類は、条例第7条の非公開情報（同条第2号本文に該当）が含まれているため、非公開情報を除いて公開した。

第7 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び平成29年10月2日付け反論書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「本件処分1及び本件処分2があったが、その他存在するはずの行政情報を公開する」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件公開請求に対し、本件処分1及び本件処分2があった。しかしながら本件公開請求は、「松山市市政記者クラブとの意見交換会に係る関係書類一式」を請求したものであり、各会議の開催案内から終了に係る行政情報の全てが開示されていないため。

第8 実施機関の主張の要旨

平成29年9月5日付け弁明書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

ア 審査請求書によれば、審査請求人は、各会議の開催案内から終了に係る行政情報の全てが開示されていないと主張するが、実施機関は、前記第4の2で特定された行政情報以外のものは保有していない。

つまり、実施機関は、意見交換会の開催が決まったことから、会議等開催連絡票を作成し、意見交換会の当日までに出席者名簿を作成し、市長交際費から意見交換会の代金を支出し、及び当該支出に伴う精算をしたのであって、これら以外に本件公開請求に係る行政情報を保有

していないのであるから、実施機関の判断に誤りはない。

イ また、実施機関は、本件審査請求を受け、改めて総務部秘書課の事務室、書庫及びパソコンの共有フォルダー等の探索を行ったが、前記第4の2で特定された行政情報以外に本件公開請求の趣旨に合致する行政情報の保有は確認できなかった。

ウ したがって、実施機関の本件処分1及び本件処分2は妥当なものであり、審査請求人の主張は理由がない。

エ 以上のとおり、実施機関の本件処分1及び本件処分2に何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第9 当審議会の判断の理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市政に対する市民の知る権利を十分に尊重しなければならない（第3条）とした上で、個人に関する一切の情報は、これを公開することによって個人のプライバシーをはじめとする権利利益を侵害するおそれがあり、また、一度侵害されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることとなるため、最大限保護されるべきであり、正当な理由なく公にされないようにしなければならないこととしている。

2 本件処分の内容

本件処分についてみると、実施機関は、前記第4の1の行政情報について、当該行政情報の不存在を理由に、公開しないことを決定している。

また、実施機関は、前記第4の2の行政情報について、市長交際費の

支出に係る松山市市政記者クラブとの意見交換会が開催されていたことから、その会議等開催連絡票、出席者名簿及び市長交際費の支出関係書類一式を本件公開請求に係る行政情報と特定した上で、平成23年度以前の書類は、保存年限経過により不存在であることを理由に非公開とし、平成24年度以降の書類は、条例第7条の非公開情報（同条第2号本文に該当）が含まれているとして次の部分を除き公開を決定した。

(1) 松山市市政記者クラブとの意見交換会（市長交際費）に係る平成24年度以降の書類のうち、個人の氏名及び職員の携帯番号

3 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張及び第8の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次の2点である。

(1) 実施機関が、前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことの妥当性

(2) 実施機関が、前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2以外の行政情報を保有しているか否か

4 前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことの妥当性（争点(1)）についての判断

実施機関が、前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことの妥当性について判断する。

本件公開請求についてみると、まず審査請求人は、市長交際費の支出に係る松山市市政記者クラブとの意見交換会に関する行政情報について、本件公開請求日以前に開催された全ての行政情報の公開を請求しており、具体的には、開催日時、場所、負担金額、目的、効果ほか公開できる関係書類一式としている。

これに対し実施機関は、本件処分1及び本件処分2で会議等開催連絡票、出席者名簿及び市長交際費の支出関係書類一式を本件公開請求に係る行政情報と特定している。

当審議会でも公開された行政情報の内容を見分したところ、会議等開催連絡票においては、開催日時、場所が記載されており、また式次第から市職員と市政記者との懇談が目的であることがわかり、出席者名簿から

市長ほか市の幹部職員と各報道機関の市政記者が出席していたことがわかり、支出関係書類においては、負担金額を確認することができる。

よって、実施機関が、前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことは妥当であると判断する。

5 公開された行政情報以外の該当行政情報の保有の有無（争点(2)）についての判断

当審議会は、前記第3の2に係る行政情報として、前記第4の2以外の行政情報を実施機関が保有しているか否かを確認するために、平成29年11月15日、当審議会事務局職員をして実施機関に対して調査を行った。

実施機関（総務部秘書課）において、保管庫や事務室内にある関係するファイルを確認するとともに、パソコンの共有フォルダー等電子情報として保存されている文書の確認も行ったが、前記第4の2の行政情報以外には前記第3の2に係る行政情報は確認されなかった。

また、実施機関は、市政記者クラブとの意見交換会の開催が決まったことから、まず会議等開催連絡票を作成し、当日までに出席者名簿を作成し、市長交際費から代金を支出し、その後精算をしたのであって、これら以外に本件公開請求に係る行政情報を保有していないと弁明するが、懇談目的という会の性質からすれば、他に会議録等の資料を作成することが通常考え難いことから、実施機関の弁明が特段不自然・不合理とは認められない。

したがって、実施機関の探索の範囲、方法等が不十分であるとはいえず、実施機関において公開された行政情報以外の該当行政情報を保有しているとは認められない。

6 本件処分の妥当性

以上のことから、当審議会は、実施機関がした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

第10 審議の経過

| 年月日 | 経過 |
|-------------|--------|
| 平成29年10月6日 | 諮問書の受理 |
| 平成29年11月2日 | 第1回審議 |
| 平成29年12月7日 | 第2回審議 |
| 平成29年12月21日 | 答申 |

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子